

## 「介護サービス情報の公表」制度について

介護サービスを提供する事業者は、その提供する介護サービス情報を都道府県に報告する義務があります（介護保険法第115条の35）。

**報告はほぼ全ての介護サービス(介護予防含む)が対象(\*)です**

※介護保険法施行規則第140条の43に定めるサービス及び介護療養型医療施設が対象  
(居宅療養管理指導・介護予防支援は対象外)

報告内容は、次の2種類です。

「基本情報」⇒ 事業所名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報です。

「運営情報」⇒ 利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況など、介護サービス事業所のサービス内容、運営内容等に関する情報です。

新規開設した初年度 ⇒ 「基本情報」のみを報告します。

新規指定の翌年度以降に前年度の介護報酬支払額の総額が初めて100万円を超えた場合  
⇒ 「基本情報」に加えて「運営情報」を報告します。

※ その他、千葉県では公表済情報の訂正漏れを防ぐため、毎年度策定する計画（別紙1）により、定期的に公表済情報の更新に係る報告を義務付けています。



報告が必要な事業者に対しては「千葉県介護サービス情報公表センター」から、報告依頼の通知が送付されます。通知が届きましたら忘れずに報告をお願いします。

なお、報告はインターネット（介護サービス情報公表システム）上でお願いします。

また、公表済情報に変更が生じた場合は、随時、訂正処理（別紙2）をお願いします。

※ 介護職員等特定処遇改善加算情報の公表手順は別紙3をご覧ください。

### 【問い合わせ等】

千葉県介護サービス情報公表センター

〒260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3(千葉県社会福祉センター内)

TEL : 043 (245) 2344 / FAX : 043 (244) 5201

E-mail : kohyocenter@chibakenshakyō.com

◎月曜から金曜（祝日及び年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

■システムURL : <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

(厚生労働省 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/12/>

(厚生労働省「介護サービス情報報告システム（事業所向け）」)

※千葉県の介護事業所検索画面右下「事業所の方はこちら」からログインできます。

## 「令和2年度千葉県介護サービス情報公表計画（※）」より抜粋

## 介護サービス情報更新計画

介護サービス情報の公表にあたり、平成30年度から令和4年度までの5年間で県内事業所の情報を更新することとし、年度ごとに下記の地域区分に基づき実施することとする。

## 記

地域区分	更新予定年度
船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、市原市	平成30年度
市川市、浦安市、松戸市	平成31年度
野田市、柏市、流山市、我孫子市、佐倉市、印西市、白井市	令和2年度
成田市、四街道市、八街市、富里市、香取市、銚子市、旭市、 匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、 東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町	令和3年度
茂原市、勝浦市、いすみ市、館山市、鴨川市、南房総市、 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	令和4年度

なお、新規指定を受けた事業所については、当初指定年度及びその翌年度は、上記によらず必ず情報の公表及び更新を行うものとする。

## ※ 令和2年度千葉県介護サービス情報公表計画

介護保険法施行令第37条の2の3第1項外の規定により都道府県が定める介護サービス情報公表事務に関する計画。計画全文は千葉県ホームページに掲載しています。

## ■千葉県ホームページアドレス

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/johokohyo/documents/r2kouhyoukeikaku.pdf>

# 公表中の介護サービス情報の訂正方法について

公表されている情報を訂正したい場合（変更等があった場合）には下記の処理を行っていただくことによって情報を修正することが可能です。

- ① 介護サービス情報公表システムにログインし、情報を修正します。  
※システム内「事業所の特色」に見える化要件にそった内容が記載されておりますので、該当事業所様はそちらもご記入下さい。
- ② 訂正箇所があるページのみ印刷し、修正箇所にマーカー等で着色します。  
複数サービスの訂正を行う場合は、サービスごとに印刷します。印刷の方法については以下の通りです。

この作業だけでは公表に反映されません！

- ◎印刷したい調査票の項目を選択します。
- ◎便利な機能 の「記載内容をExcel出力する」をクリックし、ダウンロードしたExcelデータ内の該当するページを印刷します。

- ◎又は、報告システム調査票ページ内にてブラウザメニュー「ファイル」をクリックし、Webページの画面を印刷します。

ご注意ください！

- ③ 「介護サービス情報訂正依頼書（様式第1号）」を記入し、事業所印を押印します。
- ④ 上記②と③の書類を情報公表センター宛にご郵送下さい。  
※「事業所の特色」につきましては、自由記述ですので添付は不要です。

報告対象年度外の情報更新は、上記作業と共に介護サービス情報訂正依頼書及び修正箇所を添付したものとご提出が必要です。書類のご提出が無い場合、公表処理が出来ませんのでご注意ください。

また、ご提出はお手数ですがご郵送いただきますようお願いいたします。

- ⑤ ご郵送いただいた書類が情報公表センターに届き次第、ご入力内容と相違がないか確認します。

- ⑥ 修正した内容で公表します。

①～⑥の作業が完了して公表となります。  
余裕のあるご報告をお願いいたします。

⑤～⑥は、公表センターの作業となります。

公表！

◎ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡下さい

千葉県介護サービス情報公表センター  
〒260-8508  
千葉市中央区千葉港4-3（千葉県社会福祉センター内）  
TEL：043-245-2344 FAX：043-244-5201  
E-mail kohyocenter@chibakenshakyo.com

## 介護職員等特定処遇改善加算の公表手順について

介護職員等特定処遇改善加算情報を介護サービス情報公表システム（以下、「システム」という。）上で公表する場合、既に公表されている情報の修正作業が必要となります。

修正作業手順は以下の通りです（通常の修正作業とは手順が異なります）。

### 【作業手順】

- ① 別紙様式「特定処遇改善加算にかかわる情報修正依頼」により、介護サービス情報公表センター（以下、「公表センター」という。）へ FAX・メール等にて修正依頼を行ってください。

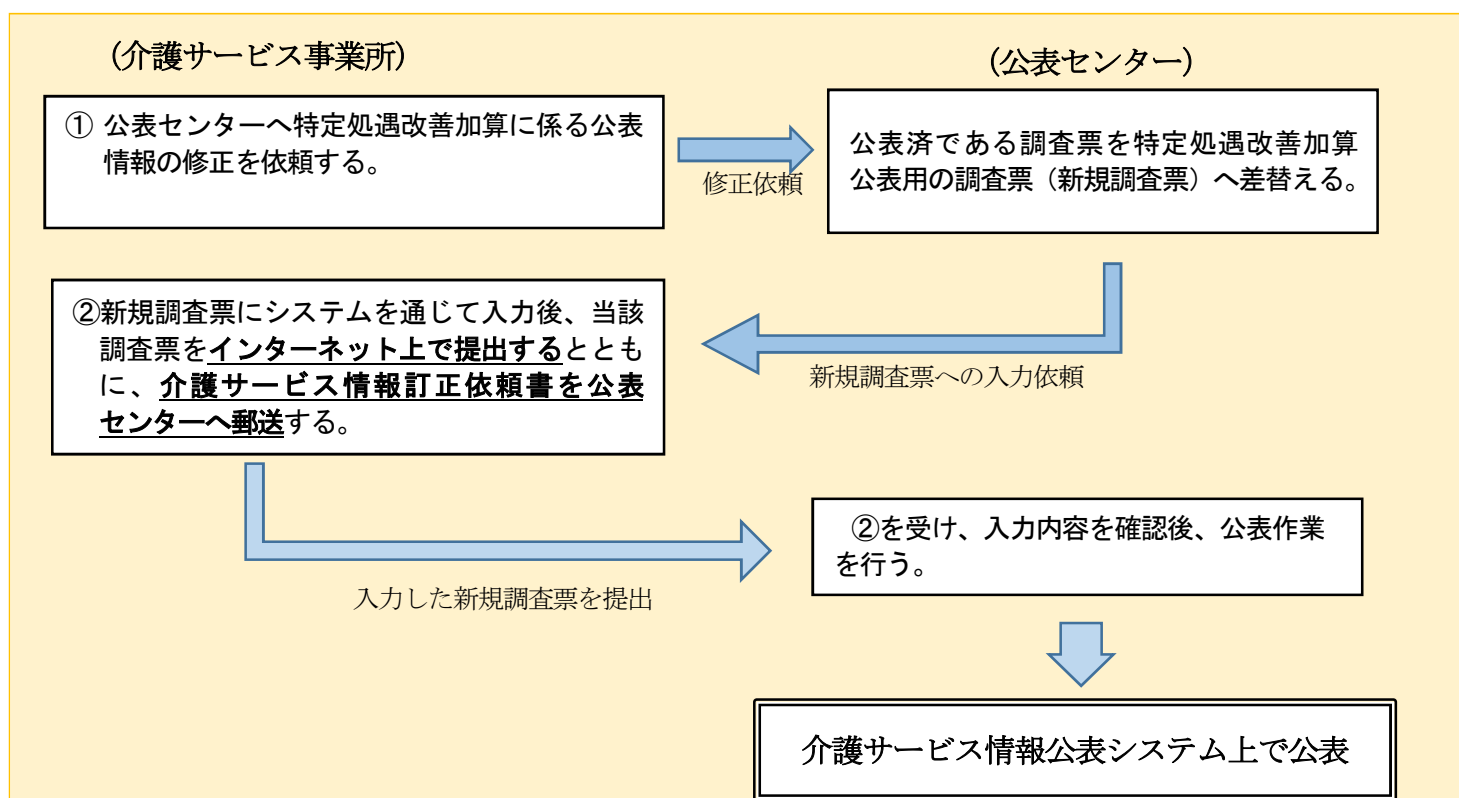
FAX : 043-244-5201    e-mail : [kohyocenter@chibakenshakyo.com](mailto:kohyocenter@chibakenshakyo.com)

- ② ①提出後、公表センターから新規調査票への入力依頼がありますので、依頼を受けた後に、システム上での新規調査票への入力及び提出作業（インターネット上での提出及び介護サービス情報訂正依頼書（様式第1号）の郵送）をお願いします。

※ 入力作業は、別紙2「公表中の介護サービス情報の訂正方法について」参照。

※ 修正依頼件数によって、修正依頼を受けてからシステム上で公表するまでお時間をいただく場合があります。

### 【介護職員等特定処遇改善加算情報公表の流れ】



介護サービス情報訂正依頼書

年 月 日

千葉県知事 様

依頼者 事業所名

代表者・職氏名

㊞

電話番号

連絡先担当者名

介護保険法第115条の35第1項の規定により報告をした介護サービス情報について、下記のとおり訂正するよう依頼します。

記

- 1 事業所番号
- 2 事業所所在地
- 3 介護サービスの種類
- 4 訂正理由
  - 代表者の変更
  - 利用料の変更
  - その他 ( )
- 5 訂正箇所 (訂正箇所を別紙で添付してください。)

# 特定処遇改善加算にかかわる情報修正依頼

年 月 日

千葉県介護サービス情報公表センター 行

特定処遇改善加算にかかわる公表システムを利用した報告を希望します。

事業所番号：

---

事業所名：

---

介護サービス種類：

---

担当者氏名：

---

電話番号：

---

備考：

---

注意：様式の提出は事業所番号ごとをお願いいたします。なお、同一事業所番号で複数サービスの提供がある際は、サービスを書き分けていただければ様式は1枚で大丈夫です。